

船舶事故調査報告書

平成29年5月18日


運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成28年6月6日 11時00分ごろ
発生場所	福島県いわき市小名 ^{おな} 浜港 ^{はま} 4号ふ頭付近 小名浜港第2西防波堤東灯台から真方位004° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯36° 56.3′ 東経140° 53.2′）
事故の概要	作業船 ^{かいほう} 第二海宝丸は、回航中、火災が発生した。 第二海宝丸は、機関室等に焼損を生じた。
事故調査の経過	平成28年6月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	作業船 第二海宝丸、6.92トン 210-39843福島、株式会社ナポレオンエンタープライズ 12.85m (Lr) × 2.90m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、242.72kW、昭和54年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年8月20日 免許証交付日 平成26年6月18日 （平成32年3月28日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関室、操舵室、船室等に焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成28年6月6日09時30分ごろ‘小名浜港4号ふ頭に係留されている台船’（以下「本件台船」という。）から補油の目的で小名浜港1号ふ頭に移動し、10時00分ごろ1号ふ頭の岸壁に係船した。 船長は、主機を止める目的で機関室に入った際、主機の過給機出口排気管の上部から白煙が出ているのを認めたが、ふだん、運転を続けていると白煙が消えていたので、主機を止め、10時20分ごろ補油

	<p>に立ち会った。</p> <p>本船は、10時40分ごろ補油が終了し、操舵室で主機を始動して本件台船に向かい、11時05分ごろ本件台船の南側で回頭し、出船左舷着けで係留することとした。</p> <p>船長は、後進をかけて船尾方を見たところ、操舵室の船尾側にある船員室内の機関室出入口から黒煙と炎が噴出しているのを発見し、前部甲板左舷側にいた甲板員と共に本件台船に飛び移り、11時10分ごろ119番通報を行った。</p> <p>本船は、風の影響で小名浜港5号ふ頭に漂着し、海上保安庁及び地元消防署の消火作業により鎮火した。</p> <p>本船は、14時40分ごろ岸壁上へ引き揚げようとしてクレーンによる吊上げ作業を開始したが、15時15分ごろ吊上げ用のベルトから滑り落ちて小名浜港5号ふ頭付近に水没し、8日海底から岸壁上に揚収された。</p> <p>本船は、後日、解体処分とされた。 (付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、月に数回主機の保守運転をしており、運転するたびに、本事故時に白煙が発生した場所の上部にある排気管の連結部付近から白煙が出ていたが、運転を続けていると白煙が消えており、本事故当時、主機を停止するので、今回も消えると思っていた。(写真1参照)</p>  <p>写真1 引き揚げ後の本船の機関室</p> <p>本船は、火災警報装置及び船舶用自動拡散型粉末消火器が設置されていなかった。</p> <p>本船は、右舷側及び機関室の過給機付近の焼損が激しかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明</p> <p>本船は、小名浜港内を航行中、主機の過給機出口排気管の上部から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、本事故の前に主機の過給機出口排気管の上部で白煙が生じているのを認めていること、及び機関室の過給機付近の焼損が激しいことから、主機の過給機出口排気管の高温部に可燃物が付着し、加熱されて出火し、周囲にあった可燃物に延焼した可能性があると考えられるが、本船が水没して引き揚げられたものの、出火場所付近の残留物が流出したことから、出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、小名浜港内を航行中、主機の過給機出口排気管の上部から出火したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発煙を発見した際は、火災を想定して適切な措置を採ること。 ・ 小型船舶には、火災警報装置を設置することが望ましい。 ・ 航行中、無人になる機関室には船舶用自動拡散型粉末消火器を設置すること。

付図1 事故発生場所概略図

